会 議 録 (要 旨)

△	ム 戦 野 (久 日)
会 議 名	第2回武蔵村山市保育料検討協議会
開催日時	平成26年7月2日(水) 午前10時00分~午前11時30分
開催場所	武蔵村山市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者:布田委員(会長)、若山委員(職務代理者)、丸山委員、熊 倉委員、増田委員、芦川委員、高橋委員、波多野委員、小川 委員、眞﨑委員 欠席者:なし 事務局:田代子ども家庭担当部長、乙幡保育課長、古川保育グループ 主査、佐藤保育グループ嘱託員
議題	(1)保育料の基本的な考え方について (2)教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担について (3)保育認定を受けた子どもの利用者負担ついて
結 論 (決定した方針、残 された問題点、保留 事項等を記載す る。)	(1)原案のとおり承認された。
審 議 経 過(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	

児童館・学童クラブの事務を分掌している。子育て支援課は、 児童手当・医療費助成制度、母子及び寡婦(夫)の福祉に関す る事務を行うことになっている。また、健康福祉部に子ども家 庭担当部長が新たに置かれることになり、子育て支援課と保育 課の事務を所掌することになった。

○子ども家庭担当部長あいさつ

3 議題

- (1) 保育料の基本的な考え方について
 - ○事務局より保育料の基本的な考え方について説明があった。 ※資料 2
- (布田会長) 国基準の方針に従って、市の保育料を定めていくという基本的な考え方なので、この方向で行くしかないかと思いますが、委員の皆さんいかがですか。

【質疑応答】

- (委員) 地域型保育について、基本的には新制度では認可保育所と 同様な保護者負担を考えているということだが、現状はどう なっているのか。
- (事務局) 現状は、市内の認可保育園は13園あり、同一の金額が設定されている。まだ新制度は実施されていないが、これに相当する施設として認証保育園があり、現在定員20名で運営している。この認証保育園は、所得の階層にもよるが、市の認可保育園よりも若干高い保育料になっている。定員5人以下の家庭的保育の施設が現在市内に1箇所あり、保育料は基本的に32,000円となっており、認可保育園に比べると高い金額になっている。小規模保育や家庭的保育事業については、保護者の所得にかかわらず、利用する保護者の方には均一の保育料を求めている。
- (委員) 資料2、3ページから4ページに保育認定を受けた子どもの利用者負担のイメージが記載されているが、利用者負担が "保育標準時間" (最大11時間)と "保育短時間" (最大8時間)で基本的に1.7%の差となっているが、階層区分によっては、11時間と8時間で200円しか差がない。この1.7%の算出の考え方はどういったものなのか。
- (事務局) 国に詳しい計算式などを求めているが、まだ回答を得ていない。ただ、保育を提供する上でコストに基づいて1.7%としたとの回答は、国から出ている。保育短時間に関わる利用者負担の設定については、非常勤保育士ひとり、3時間分の保育を反映するとともに、幼稚園の利用者負担とのバランスを考慮し、保育標準時間の98.3%となるように設定したという回答が出された。端的にいえば、幼稚園の授業の時間的コストと、保育標準時間の人的コストの間をとったということだが、詳しい回答はまだ得ていない。

- (2) 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担について
 - ○事務局より、教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担に ついて説明があった。

※資料2、資料3、資料4、資料5、資料6

(事務局) 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担案について、武蔵村山市も国の基準を踏襲し、5つの所得による階層区分を採る。

【質疑応答】

- (布田会長) 新制度に移行するか、幼稚園の考えを出さなければならない時期になってきている。来年度から新制度に移行せず、様子を見てからと考える幼稚園もあろうかと思うが、何か質問はありますか。
- (委員) 資料3に武蔵村山市の幼稚園における保護者負担額の平均が載っているが、それに関連して、資料2、11ページに「市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を現在設定している幼稚園については(中略)一定の要件の下で経過措置を講ずる」とある。これは平均額が上回った場合は、国は何も言わないということか。また、下回った場合は「一定の要件の下で経過措置を講ずる」とあるが、これについて説明して欲しい。
- (事務局) 具体的にどういった措置をするかについては、まだ国の 方から取扱いが示されていない。
- (委員) 東京都との話し合いの中で、そういった質問はなかったか。
- (事務局) そういった質問はなかった。一定の要件下での経過措置 の具体的な内容は示されていない。
- (布田会長) 具体的な経過措置が示されていないと、期限が迫って いる新制度への移行についての決定が難しくなる。
- (委員) 幼稚園が新制度に移行するかどうかの期限が来週に迫って いる。様々な資料を見て考えている。
- (事務局) 経過措置の具体的な内容について確認する。
- (委員) 就園奨励費をもとに新しい保育料を計算しているが、それとは別に援助補助金があり、東京都と市が支給している。東京都の支給額は一定かもしれないが、市については、区部や市町を調べると自治体によって大変違いがある。武蔵村山市は一月3,000円で、これは東京都26市のなかで、月2,100円の東大和市に次ぐ、下から2番目の低さとなっている。以前は東大和市と並んで一番下だった。他の市の援助補助金はどんどん上がっている。武蔵村山市は市として支出する分をどのようにしてアップしていこうとしているのか。

- (事務局) 就園奨励費等については、子育て支援課の担当になるので、関係部署に伝えて、予算等の配慮がなされるよう働き掛けたいと思う。
- (布田会長) 以前は幼稚園に関して総務課が所掌していたが、組織 改正で担当部署が変わった。適切な関係部署に伝えてもらいた い。
- (委員) これまで武蔵村山市に限らず、行政は保育所に厚く、幼稚園、特に私立の幼稚園には冷たいと感じている。総務課とも今まで話し合ってきたが一向に改善されなかった。もう少し幼稚園と市で突っ込んだ話し合いがしたいと思う。
- (布田会長) ご意見として承って、所管課に伝えてもらい、これからのことについて検討してもらいたい。
- (委員) 幼稚園が新制度に移行するということで、全国でいま同じように利用者の負担額をどうするか決めている状況だと思う。 東京の26市でも保育料を検討する会議が進められていると思うが、他市の状況がわかるなら、教えて欲しい。
- (事務局) 多摩26市の保育料の条例化の調査によると、条例で保育料を決定しているところ及びこれから条例で設定すると考えているところは、全部で17団体ある。現在も保育料を規則で定めており、来年度も規則で定めようと考えているところは9団体ある。条例で保育料を決定する17団体のうち、9月の議会で上程するところが、武蔵村山市を含め8団体。12月の議会で上程する予定のところが5団体。未定のところが4団体となっている。
- (布田会長) 保育所については、武蔵村山市も以前は規則でそういった料金を定めていたが、今は条例で定めるべきだということで変わってきた。しかしながら、武蔵村山市としては、幼稚園が保護者の方に説明をする際、保育料が定まっていないと困るということで、審議をしているところでありますので、その点をご理解いただきたい。
- (委員) 都の説明会が6月中旬にあり、幼稚園は10月に願書を配布 し募集を始めると伺っているが、日程的に幼稚園は間に合うも のだろうか。
- (委員) 幼稚園としては間に合わない。6月になると幼稚園の説明会や見学を求める保護者の方も出てくる。その時に配る案内書に金額が記載できないので、困っている。願書の配布は10月15日からで、11月1日にテストという日程になる。それ以前に案内書や願書の作成、説明会をしなければならないが、そういった時に金額の話ができないのは苦しい。
- (布田会長) 幼稚園は非常に現在悩んでいる状況にあるわけでありますね。
- (委員) それに加え、幼稚園のシステムが変わったということが、 保護者に伝わっていない。まだ幼稚園の方で発信できないの

で、保護者が見えていない。

- (委員) 保護者としては、保育料がわからないと園を選ぶ際に困る。
- (委員) 保護者は市報を見ても他人事のように思って関心を持たない。お知らせのような形で周知すれば、また変わってくると思う。
- (布田会長) これから保育料が決まった後に、周知について、市の 広報としての考えはあるのか。
- (事務局) 未定の部分があるのでまだ作成はできないが、制度周知 のためのパンフレット等は考えているので、時期が来たら周知 に努めたい。
- (3) 保育認定を受けた子どもの利用者負担ついて
 - ○事務局より、保育認定を受けた子どもの利用者負担ついて説明があった。

※資料7、資料8、資料9

【質疑応答】

- (委員) 標準時間と短時間とで保育料が変わるが、このことは保育 所の運営費に影響するのではないか。
- (事務局) 新制度においては、標準時間や短時間を利用するお子さんの割合で運営費、公定価格が変わってくる。
- (委員) 今までは、保育園の入所は3月初めになってばたばたと決まるが、その段階でその子ども達が短時間なのか標準時間なのかということが示されると思うが、子ども達の利用する時間によって運営費が変わるとなると、保育園の総予算もその時点まで決まらないのではないか。
- (事務局) 総予算については、募集を締め切って、標準時間や短時間の利用が確定した段階で可及的速やかに、示すように努める。
- (委員) たとえば年度途中で子どもが標準時間から短時間に変わった場合、それがどのように運営費に影響してくるのか。
- (事務局) 国のほうから資料が示されていましたが、年度途中で変わった場合でも、公定価格は変更になる。
- (委員) 入所人員は同じでも、短時間の子どもが増えた場合、保育 園の運営費は減るということか。
- (事務局) そうなる。ただ年度途中で保育ニーズが減ったからといって、職員の方をいきなりフルタイムから短時間勤務にすることは難しい。その辺の取扱いを再度都に確認して、次回会議で報告したい。

(委員) 武蔵村山市はパートタイムで働いている母親が多いので、 保育が標準時間と短時間に分かれたことは、保護者にとって有 り難い。 (委員) 保護者の側に立って考えてほしい。 (布田会長) 保育所については、保育料は変更ないというところだ が、階層区分が変わってくる。所得税から市町村税の所得割課 税額に変わるのというのが大きな違いだ。 4 その他 (1) 次回以降の会議の開催日程について ○事務局より次回以降の会議の開催日程について説明があった。 (事務局) 7月16日、水曜日を予定している。その後は、7月24日、 木曜日も開催することもあろう。 (2) その他 (委員) これまで市から1園2万円の4園で8万円、幼稚園の研修 費を市からもらっていた。これが1園19,000円に減らされた。 さらに収支を細かく報告するよう義務付けられた。1回研修に 行くと交通費で消えてしまう。武蔵村山市の幼児教育の質を もっと高めるために、研修費の増額を求めたい。 (布田会長) 要望として承る。 7 閉会 ○第1回武蔵村山市保育料検討協議会会議録要旨・・・・・・資料1 ○利用者負担について(内閣府・文科省・厚労省資料)・・・・資料2 ○武蔵村山市内の幼稚園における平均の保護者負担額等 (平成26年5月1日現在)・・・・・・資料3 ○私立幼稚園等保護者補助金パンフレット・・・・・・・資料4 ○教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担(保育料)の案 配布資料 ○私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金を勘案した保護者負担額

・・・・・・・・資料 6

○保育料徴収基準額表(現行)・・・・・・・・・・・・・・・資料7

○給与所得における所得税額の市町村民税額への換算表・・・・資料8 ○保育認定を受けた子どもの利用者負担(保育料)の案・・・・資料9

会議の公開・非公開の別	☑公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者: <u>0 人</u>
会議録の開示・非 開 示 の 別	✓開 示□一部開示(根拠法令等:□非 開 示(根拠法令等:)
庶務担当課	健康福祉部 保育課 (内線:182)	(口卡丁类相校 4 至 4 至)

(日本工業規格A列4番)